

新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーなど市有施設の脱炭素化に資する設備の導入を推進し、市の事務事業における温室効果ガス排出量を削減するため、予算の範囲内で新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）及び新居浜市補助金等交付規則（平成9年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国実施要領 国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）をいう。
- (2) オンサイトPPA方式 PPA事業者の費用負担により、需要家施設に太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理等をしながら、当該太陽光発電設備の発電電力を、需要家に売却し、当該施設（当該設備が設置された敷地と同一敷地内に存在する他施設を含む）に供給する契約方式をいう。

(補助対象事業者)

第3条 PPA方式による公共施設太陽光発電設備導入事業公募型プロポーザル実施要領に基づき、対象施設への太陽光発電設備及び付帯設備の導入を行う事業者（以下「補助事業者」という。）を補助金の交付対象者とする。

(補助対象設備及び交付要件)

第4条 補助対象設備及び交付要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業者が事業を実施するために必要な経費とし、別表第2のとおりとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表第3に定める書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- 2 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25

年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。また、適当でないとき、新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に着手してはならない。なお、契約の締結は着手したものとみなすものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金変更(中止)承認申請書(第4号様式)に、市長が必要と認める書類等を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額の変更
- (2) 補助事業の内容の変更(ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。)
- (3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 市長は、前項に規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して承認を決定し、新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金交付変更(中止)承認(不承認)通知書(第5号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、やむを得ない事情により、補助事業を着手した年度の予定の期間内に完了し難く、翌年度に繰り越す必要があるときは、すみやかに新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金繰越承認申請書(第6号様式)に、市長が必要と認める書類等を添えて、市長に提出し、その承認を受けるとともに指示に従わなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金繰越承認(不承認)通知書(第7号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長が別表4で定める期日までに、

新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金実績報告書（第8号様式）に、別表第4に定める書類を添えて提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金交付確定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金返還命令書（第10号様式）によりその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の規定による補助金の返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条第1項に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金交付請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第13条 市長は、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金交付概算払請求書（第12号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の再確定）

第14条 補助事業者は、第11条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条第1項に準じて提出するものとする。

- 2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11条第1項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

- 3 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、第9条第1項第3号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助事業を実施しないとき、又は実施する意思がみとめられないとき
- (4) 補助金を補助の目的外に使用したとき
- (5) 交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が取り消す必要があると認めたとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金交付決定取消通知書(第13号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の返還を命ずる場合は、前条第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(財産の管理及び処分制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)を、補助金交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(第14号様式)を備え、管理するとともに、第10条第1項に規定する実績報告書に添付して提出するものとする。

3 補助事業者は、取得財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄(以下「処分」という。)してはならない。ただし、取得財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を超過した場合は、この限りではない。

4 前項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令

第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 5 補助事業者は、前項の期間に取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金設備等処分承認申請書(第15号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金設備等処分承認(不承認)通知書(第16号様式)により補助事業者へ通知するものとする。
- 7 取得財産の処分に係る承認基準、財産処分納付金の額、その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知)に準ずるものとする。
- 8 市長は、前項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者へ収入があったと認めるときは、補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、取得財産について第17条第4項に規定する期間を経過しないものに係る関係書類については、当該期間を経過するまで保管しなければならない。

- 2 前項の規定により保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(調査等)

第19条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

- 2 市長は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の成果を示す情報の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月30日から施行する。